

「特定都市河川浸水被害対策法」とは・・・

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発
都市部では、平成11、15年の福岡水害、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発。また、一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生。

都市部の河川流域における新たな計画による
浸水被害対策が必要

特定都市河川浸水被害対策法

(平成15年法律第77号)

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

行政は・・・

- 特定都市河川及び特定都市河川流域を指定(大阪府知事)
- 寝屋川流域水害対策計画を策定(平成18年2月)
寝屋川流域水害対策計画の変更(平成26年8月)
※寝屋川流域水害対策計画は、下記HP(大阪府HP)にてご覧いただけます。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kanri/neyagawakeikaku.html>
- 都市洪水及び都市浸水想定区域の指定

流域のみなさんは・・・

- 雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設設置の義務
- 保全調整池に指定された既存の防災調整池では、埋立行為等は届出が必要

ご注意ください

特定都市河川浸水被害対策法の施行(平成16年5月)にあわせ、関係法令等が改正されています。

宅地建物取引業法

- 広告の開始時期の制限(第33条)
- 契約締結時期等の制限(第36条)
- 説明すべき「重要事項」
(第35条第1項第2号)

不動産特定共同事業法

- 広告の開始時期の制限(第18条)
- 契約締結時期等の制限(第19条)
- ※詳細については、各法律等をご参照願います。

情報確認方法

特定都市河川流域の確認

- 特定都市河川流域の指定は、公示することになっている。
(法第3条第10項)

保全調整池の確認

- 保全調整池の指定は、公示することになっている。
(法第23条第3項)

管理協定の確認

- 管理協定が締結されたときは、公告され公衆の縦覧に供される。
(法第29条)

→ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kanri/neyatokutei.html>(大阪府HP)